

東京圏^{※1}から下関市への移住 を希望される皆様へ

※1東京圏:東京都,埼玉県,千葉県,神奈川県



下関市移住支援事業(移住支援金)のご案内

下関市内の中小企業等へ**新規就業**する方、もしくは
山口県内で**新たに起業**する方が対象です！

以下の対象要件を満たす場合、**移住支援金**を支給します。

世帯で移住 **100万円**

単身で移住 **60万円**

移住支援金の対象

次の①②いずれも該当する方が対象となります。

①【旧居住地要件】※以下の全てに該当する方

- ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(条件不利地域^{※2}を除く)に在住し、かつ東京23区に通勤^{※3}していた方
- ・住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤^{※3}していた方

②【就業・起業要件】

- 就業**・移住支援事業を実施する山口県が、マッチングサイト(<https://yamaguchi-matching.com/>)に移住支援金の対象として掲載する求人に新規就業した方
- もしくは
- 起業**・山口県の事業による起業支援金「やまぐち創業補助金」の交付決定を受けた方

※1 東京圏:東京都,埼玉県,千葉県,神奈川県

※2 条件不利地域:HP(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/ijyu_shienkin.html#an2)でご案内しております。

※3 雇用保険に加入している場合に限る。



お問い合わせ先

本事業の詳細は下記↓までお問い合わせください。

下関市総合政策部企画課 下関市南部町1番1号

☎ 083-231-1911 FAX 083-232-9569 メールアドレス: sskikaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp